

## 《論 説》

## ストリーミング時代の私的複製

## ——私的複製補償金制度の今後——

張 睿 暎

## 1. 私的複製規定と私的複製補償金制度を取り巻く議論

著作権法22条から26条の3に規定する著作者の権利と異なり、「複製権（21条）」には「公に」または「公衆に」という限定がないため、理論的には私的な領域における複製行為にも著作者の複製権が及ぶことになる。

しかし、私的な領域で無数に行われる零細な複製は、著作者の利益を不当に害するものではないという理由等で、一定の条件の下で「私的使用のための複製」は複製権侵害の責任を免責される。すなわち、現行著作権法30条1項では、「著作権の目的となっている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（私的使用）を目的とするときは、…その使用する者が複製することができる。」と規定し、限定された範囲で行われる小規模の複製を「私的複製」として許容している。

このように私的複製を許容しているにもかかわらず、次の場合には、権利者の経済的利益を不当に害するという理由で私的複製の対象外にしている。すなわち、①公衆の使用に供する目的で設置されている自動複製機器を用いて複製する場合（30条1項1号）、②技術的保護手段の回避による知情複製の場合（同2号）、③いわゆる違法ダウンロードの場合（同3号）、さらに、④映画盗撮の場合（映画盗撮防止に関する法律4条）には、他の権利制限規定に該当しない限り、当該複製が私的に行われるものであっても、複製権侵害を構成することになる。

また、30条2項には、「私的録音録画補償金制度」が規定されている。30条1項により許容される私的複製のうち、デジタル方式の録音録画を行う者は、

相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならないというもので、1993年に私的録音補償金制度が、1999年に私的録画補償金制度が導入された。

私的複製規定の解釈や補償金制度の運用に関しては様々な議論があるが、特に、高品質の複製物を簡単に高速拡散できるデジタルネットワーク時代において各国で議論されているものとして、(i)違法な情報源からのダウンロードが私的複製として許容されるかという私的複製の原本の合法性に関する議論、(ii)インターネット上の著作権侵害による権利者の被害を私的複製補償金制度により補償すべきかの議論、(iii)私的複製補償金の徴収対象をコンピューターやスマートフォンにまで拡大すべきかの議論である。

ストーリーミングの台頭により、音楽や映画などの私的複製は減少すると思われる。私的複製が減少するのであれば、はたして私的複製補償金制度はどうなるべきか。

以下では、2で私的複製と私的複製補償金制度の意義を振り返り、3でデジタルネットワーク時代における私的複製規定をめぐって議論されている論点を確認し、4では、ストーリーミングサービスによるコンテンツ提供が主流になりつつあるこの時代に、私的複製規定と私的複製補償金制度がどうなるべきかを考察する。

## 2. 著作権の制限としての私的複製規定

### (1) 私的複製および私的複製補償金制度の意義

ベルヌ条約 (Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works) に私的複製に関する直接的な規定はない。ただ、9条1項で著作権者の排他的な権利として複製権を規定し、同2項で、①著作物の通常の利用を妨げず、かつ、②その作者の正当な利益を不当に害しないことを条件として、③特別の場合に同盟国の国内法によって複製権を制限することができる」と規定している。

複製権を制限する国内法を立法する際に同盟国が遵守すべきこれら要件は「スリーステップテスト (Three step test)」とよばれ、スリーステップテス

トを満たせば各同盟国は複製権を制限することができる。複製権制限の代表的なものが「私的複製」であり、例えば、ドイツ著作権法53条、フランス著作権法122条の5第1項2号、日本著作権法30条、韓国著作権法30条など、多くの国で私的複製を認める例外規定を設けている<sup>1)</sup>。米国著作権法には私的複製規定はないが、107条のFair Use規定により私的複製が認められる場合がある。

私的使用のための複製は、通常その規模が小さいため、著作権者の利益を大きくは害さないだろうという前提や、個人が日々行う無数の複製の利用様態を把握し、利用許諾をすることは不可能であるという理由から、私的複製規定が認められている。ところで、私的複製が増えることで著作権者の利益に影響するようになったため、著作権者に公正な補償をするという趣旨で、私的複製補償金制度が設けられるようになった。

複製に使用される機器等に対する補償金制度は、1965年に西ドイツ(当時)において私的録音報酬制度として初めて導入された<sup>2)</sup>。複製技術の発展に伴い、私的使用のための複製であっても、著作権者の立場からすれば無視できない程の量と範囲になったことを受けて、著作権者の利益保護のために私的複製に対する補償金制度が諸国で導入されるようになった。日本でもデジタル方式の録音又は録画に対して、私的録音補償金制度(1993年)および私的録画補償金制度(1999年)が導入されている。

現在、ノルウェー、フィンランド、スペイン、ブルキナファソ、チェコ、デンマーク、エストニア、ギリシャ、イタリア、リトアニア、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ロシア、スロバキア、スロベニア、トルコ、ウクライナ、米国、オーストリア、クロアチア、ドイツ、日本、ベルギー、ブルガリア、カナダ、フランス、ハンガリー、ラトビア、オランダ、ルーマニア、スウェー

- 
- 1) 諸外国の著作権法の和訳については、公益社団法人著作権情報センター>著作権データベース>外国著作権法を参照した。<https://www.cric.or.jp/db/world/index.html> (最終訪問日2020.6.7.以下全てのURLにつき同様)
  - 2) 「私的複製に関する諸外国調査報告書」公益社団法人著作権情報センター附属著作権研究所(平成30年3月)3頁 [https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032\\_06.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032_06.pdf)

デン、スイスが私的複製補償金制度を導入している<sup>3)</sup>。

私的複製補償金制度は現在、個人または家庭で使用するための広範な著作物の複製を著作者に補償するための唯一の効率的なメカニズムであるとされている<sup>4)</sup>。直接個人から補償金を徴収することは効率性の観点から難しく、記録機器や媒体に適用される補償金を製造・流通業者が代わりに徴収し、補償金管理団体へ支払うようにしているのが一般的である。このような仕組み上、補償金は対象製品の販売価格に含まれることになる。補償金の対象となる器機や媒体は国によってさまざまである。例えば、カナダやデンマークなどでは、補償金の対象はブランクメディアに限定され<sup>5)</sup>、日本ではデジタル方式による録音または録画に限定し、アナログ機器はその対象から除外している。

なお、私的複製規定と私的複製補償金制度が必ずセットで導入されているわけではない。例えば、中国(著作権法22条(1))、韓国(著作権法30条)、台湾(著作権法51条)、インド(著作権法52条(1)(a)(i))、ベトナム(細則25条)のように、私的複製規定はあるものの、私的複製補償金制度を有しない国々もある。

一方で、私的複製補償金制度を私的複製の正当化理由として捉えているような国もある。例えば英国は、2014年10月に施行された改正著作権法に私的複製に係る権利制限規定を新設したものの、著作権者のための補償制度を伴わない

---

3) 各国の私的複製補償金制度の運用については、世界知的所有権機関(WIPO)とオランダ私的複製管理団体(Stichting de Thuiskopie)が発刊している「私的複製に関する国際調査報告書—立法と実務」が詳しい。2017年に発刊された報告書(2016年基準)には、欧州21カ国を含む世界31カ国の私的複製の現状が紹介されている。欧州連合加盟国の中で、キプロス、アイルランド、ルクセンブルク、英国、マルタは、私的複製規定がないため調査から除外された。欧州連合のほか、ブルキナファソ、カナダ、日本、ノルウェー、パラグアイ、ロシア、スイス、ウクライナ、米国の補償金収入の情報が含まれ、ブルガリア、スロベニア、トルコは補償金収入情報を除いたデータが掲載されている。‘International Survey on Private Copying - Law & Practice 2016’ (WIPO,2017) p.9 [https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo\\_pub\\_1037\\_2017.pdf](https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_1037_2017.pdf)

4) 前掲注3) WIPO報告書 p.5

5) 前掲注3) WIPO報告書 p.8

本規定はEU指令に違反するとして権利者団体が行政訴訟を起こした。英国高等裁判所は2015年7月、私的複製に係る権利制限規定を全体として無効とする判決を下している。

## (2) 私的複製の急増に対する対応

コピー機や各種録音録画用の機器、CD・DVD・メモリー装置のような各種記録媒体など、著作物を大量に劣化なく複製できる技術は絶えず発展している。さらにインターネットは、「限られた範囲」でしか共有されなかった私的複製物を瞬時に世界の人々と共有できるようにした。限られた部数の複製物が限られた範囲内で利用されることを前提に許容されてきた私的複製が、複製の量と範囲において「私的」と言い切れないような状態になると、(i) 私的複製の要件を強化し、自由利用できる範囲を縮小することで私的複製による被害を減らそうという動きと、(ii) 私的複製が増えたことに対する著作権者の経済的損失を補填する意味での、私的複製補償金の対象を拡大しようという動きが出てきた。

### (i) 私的複製の要件を強化し、合法とされる私的複製の範囲を縮小

私的複製規定は、スリーステップテストに沿った複製権の制限として捉えられているので、「著作権者の正当な利益を不当に害する」ような複製を私的複製から除外することで、それら違法な複製に対して著作権者が複製権を行使できるようにする対応である。

日本では、コピー機の普及を受けての1984年著作権法改正で、①公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合(30条1項1号)を私的複製から除外し、デジタル著作物の普及を受けての1999年著作権法改正で、②コピーコントロールなど技術的保護手段の回避による知情複製(30条1項2号)を私的複製から除外し、違法ダウンロードの横行を受けての2009年著作権法改正で、③デジタル方式の録音録画の知情違法ダウンロード(30条1項3号<sup>6)</sup>)を私的複製から除外した。さらに、違法ダウンロード

---

6) また、2012年著作権法改正で刑事罰(119条3項)が規定され、有償で提供・提示

の規制対象を、現行の音楽と映像だけでなく、漫画・書籍・論文・コンピュータープログラムなどすべてに拡大する内容の改正著作権法が、2020年6月5日に参院本会議で全会一致で可決し、成立した<sup>7)</sup>。

韓国では、2000年の著作権改正で、27条（現行法30条）1項に「ただし、一般公衆の使用に提供するために設置された複写機器による複製は除く」という文言を追加し、2020年2月改正で、複写機器のほか、「スキャナー、写真機など文化体育観光部令に定める複製機器」を追加した。

複製権を制限する例外規定としての私的複製規定に、技術の発展と社会の変化を反映し、私的複製の例外（原則に戻って複製権侵害を構成）を追加することで、自由利用できる範囲を縮小し、著作権者の権利を保護しようとするものである。インターネットで違法に流通されている著作物の複製物をダウンロードする行為に関しては、私的複製に該当するという考えとしないという考えが並存しており（3.(1)で後述）、日本のように明文規定を設けている私的複製から除外している国と、そうでない国が混在する。

## (ii)私的複製補償金の対象拡大

デジタルネットワーク社会において増えた私的複製により著作権者が経済的損失を受けることを理由に、私的複製規定を有するものの補償金制度は有しない韓国や中国では、私的複製補償金制度を導入しようという議論が以前からあったが、制度の導入には至っていない。

既に私的複製補償金制度を有する諸外国においても、様々な複製機器や媒体

---

される音楽・映像を録音・録画する場合には、2年以下の懲役または200万円以下の罰金が課される。

- 7) 昨年「漫画村」などの漫画海賊版サイトに対するサイトブロッキングに関する議論が頓挫したため、次善策として、30条1項3号の対象を拡大し、漫画等の画像のダウンロードに対応しようとするものである。2020年3月10日著作権法改正案が閣議決定され、第201回通常国会に提出されていた。改正案の概要及び条文等については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照。[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/an/detail/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00001.html)

が登場することにつれ、対象が拡大されているが、その過程で紛争も生じている。新たに登場する複製機器や媒体が、既存の補償金徴収対象リストに当てはまるかの解釈をめぐる争いもあれば、機器や媒体を私的複製補償金の対象として新たに追加することに対して強く反対される場合もある。補償金の対象機器等を追加するためには、法律や政令、または団体規定の改正が必要であるが、改正の前提となる著作物利用者や補償金徴収義務者らのコンセンサスを得ることは容易ではなく、技術の発展に合わせて迅速に徴収対象を追加していくことは難しい。特にコンピューターやスマートフォンなど、私的複製以外にも使われる汎用機器を補償金の対象にするかについて近時激しく争われている(3.(3)で後述)。

技術の発展に合わせた迅速な徴収対象の追加が難しいことは、日本でも事例が出ている。アナログチューナーを搭載せず、デジタルチューナーのみを搭載するDVD録画機器が、著作権法30条2項を受けて規定されている著作権法施行令1条2項3号所定の「特定機器」に該当するか否かが争われたSARVH対東芝事件(知財高判平成23.12.22判時2145号75頁)である。日本の私的録音録画補償金制度は、アナログをデジタル信号に変換して行う録音または録画に補償金請求対象を限定していた。ところで、2011年にアナログ放送が終了したため、アナログをデジタル信号に変換しない機器が登場したのである。SARVH対東芝判決の確定により、録画機器を製造販売する東芝にはデジタル録画に対する補償金の支払義務がないとされ、他のメーカーも補償金の支払いを中止したため、デジタル録画機器からはそれ以上補償金を徴収できなくなった録画補償金協会(SARVH)は2015年4月1日をもって解散することになった。

私的複製補償金制度が社会に定着しているとしても、社会の変化に合わせて補償金徴収の対象となる機器や媒体を迅速に追加できないと、制度そのものが機能しなくなることを見せてくれた事例であるといえる。様々な複製技術が次々と登場するなか、それらの新技術が私的複製補償金の対象になるべきという社会的コンセンサスを得てから、技術の発展速度に合わせて迅速に法律等を改正していくことは難しいだけに、今後他の国でも制度が機能不全に陥る事例が増えるかもしれない。そもそも「私的複製」という概念に合わない機器や媒

体は、私的複製補償金の対象に追加できないため、今後、制度そのものの存在意義も再考しなければならない。

### 3. デジタルネットワーク時代における私的複製規定をめぐる議論

デジタルネットワーク時代における私的複製規定をめぐる議論の多くは、海賊版サイトなど違法な情報源からコンテンツを複製する「違法ダウンロード」に関連する。以下では、(1)違法ダウンロードも私的複製に該当するかの議論、(2)違法な複製も私的複製補償金制度で補償されるべきかの議論、(3)コンピューターやスマートフォンなど、適法複製と違法複製の両方に使われうる汎用機器も私的複製補償金の対象にすべきかの議論を検討する。

#### (1) 私的複製と原本の合法性に関する議論～違法な複製も私的複製に該当するか？

高速インターネットが日常化した今では、著作権者の許諾なく違法にアップロードされた著作物が海賊版サイト等で流通することも多く、それら違法な情報源から個人が私的に利用するためにダウンロードする場合も多い。著作権業界における大きな問題の一つである違法ダウンロードは私的複製であろうか。私的複製の要件として、その私的複製の原本は著作権者の許諾を得て流通している合法的なものに限るとすべきか。この点について、私的複製規定を設けている立法例の規定ぶりは分かれている。

##### (i) 原本の合法性を求める立法例

ドイツでは、著作権法53条1項で、直接または間接的に営利目的でなく、その複製のために明らかに違法に製作または公衆提供された原本でないときには、自然人は私的複製できるとしている。オーストリアでは、合法的な著作物で、自然人により利用される媒体に限って私的複製が認められる<sup>8)</sup>。

ベルギーでは、私的複製を家族単位内での利用であるとし、原本が違法であ

---

8) 前掲注3) WIPO報告書 p.28



る場合には適用しない<sup>9)</sup>。イタリアでは、著作権法71条の6で、非営利目的で、直接または間接的な経済的利益のない自然人の私的利用の範囲内での複製を認めるが、保護される著作物の出所が合法的なものに限られる<sup>10)</sup>。

デンマークでは、著作権法12条1項で私的複製を認めているが、原本が合法的である場合に限られる。スウェーデンでは、著作権法12条で、公表された著作物を私的利用の目的で1部またはそれ以上複製できるとしているが、原本が違法な場合は除外している<sup>11)</sup>。

日本も、著作権法30条1項3号で、デジタル方式の録音・録画の違法ダウンロードを私的複製の対象外と規定しており、権利者の同意なく海賊版サイト等にアップロードされたコンテンツなど、違法な原本を複製する行為は私的複製の範囲外とする立法例が多い。

#### (ii) 原本の合法性を求めない立法例

韓国著作権法30条は私的複製の要件としての原本の合法性は言及していない。この点を明確にしようと、2004年に私的複製の要件として「原本の適法性」を追加する内容の改正案が、2010年に「著作権を侵害して複製されたことを知りながら複製する場合」を私的複製から除外する内容の改正案が発議されたが、私的複製行為に一定の法的責任を課すことには慎重な検討が必要であるという理由で立法には至らなかった経緯がある。しかし、裁判例では違法ダウンロードは私的複製の対象外であると判断した下級審判決がある<sup>12)</sup>。

ロシア、スイス、カナダには複製の原本の合法性に関する特定の規定がないため、私的使用のために作成されたすべて複製は、原本が違法であっても、合

---

9) 前掲注3) WIPO報告書 p.33

10) 前掲注3) WIPO報告書 p.96

11) 前掲注3) WIPO報告書 p.148

12) 違法にアップロードされた複製物から複製(ダウンロード)する行為を、私的使用のための複製として適法にすると、著作権侵害の状態が永久に維持される不当な結果を招くおそれがあるため許容できないとした裁判例(ソウル中央地方法院 2008.8.5付2008カ合968決定)である。

法的な私的複製として扱われる<sup>13)</sup>。

オランダでは、著作権法16c条で非商業目的の私的利用や学習のための私的複製を許容しているが、複製の原本の出所の合法性を求める明文規定が存在しないため、違法な情報源からのダウンロードも私的複製の範囲内であるとされてきた。しかし、欧州連合司法裁判所のACI Adam判決 (ACI Adam BV and Others v. Stichting de Thuiskopie, No.C-435/12, 10 April 2014) では、欧州情報社会指令 (Directive 2001/29/EC<sup>14)</sup>) により、私的複製において、その出所が合法か違法かを区別しない加盟国の国内法は排除されるべきであると判断された<sup>15)</sup>。すなわち、違法な原本からの複製である違法ダウンロードまで私的複製の対象としうるオランダ著作権法は、情報社会指令に違反するとしたのである。

米国では私的複製に関する規定はなく、著作権法107条のフェアユースの法理に照らして私的複製該当性が具体的な事案ごとに判断されている。原本の適法性を前提としたAtari Games Corp. v. Nintendo of Am.,Inc., 975 F.2d 832 (Fed.Cir.1992) 判決と、原本の違法性を知りながら行った私的使用のための複製に対して公正利用を認めたNxivm Corp. v. Ross Institute, 364 F.3d 471 (2nd Cir.2004) 判決があり、私的複製の原本の合法性に関して確立した立場

---

13) 前掲注3) WIPO報告書 p.5

14) Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society (OJ L 167, 22.6.2001, p.10-19)

15) ACI Adam, Fujitsu, Maxell, Philips, SonyおよびVerbatim が、違法な情報源からのダウンロードは私的複製の範囲外であり、権利者は複製権を行使できるのであるから、私的複製補償金の対象外であるとして金額の相当性を争った事案である。ハーグ地裁 (2008年6月25日) と高裁 (2010年11月15日) とともに原告らの主張を支持したが、オランダ私的複製管理団体 (Stichting de Thuiskopie) が上告した。オランダ最高裁判所は、欧州情報社会指令5条(2)(b)は、私的複製により著作者に損害が生じた場合に適用されるものであるが、違法な複製元からの複製である違法ダウンロードも補償金の対象となる私的複製といえるのかについて、欧州連合司法裁判所 (Court of Justice of the European Union) に先決裁定を求めている。判決文 (英語) はこちら。 <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:62012CJ0435&from=EN>

はないようである。

## (2) 私的複製補償金制度の存在意義～違法な複製まで補償すべきか？

私的使用目的の複製といえども、インターネット上の違法な情報源からのダウンロードをも私的複製として著作権者に補償すべきかが問題となる。立法により(日本、ドイツなど)、または裁判例により(韓国、オランダなど)、違法な情報源からのダウンロードは著作権法により免責される私的複製に該当しないとする場合、違法ダウンロードの横行により莫大な被害を受けている著作権者は、私的複製補償金制度による補償は受けられるか。

カナダのように、複製物を合法的に入手したか否かを問わずに私的複製補償金の対象とする国や<sup>16)</sup>、イタリアのように、インターネット上の海賊版のせいで収入が減少しているという理由で私的複製補償金の対象を拡大しようと権利者団体がロビー活動を行っている国もある。しかし、私的複製補償金制度は、著作権を制限したことにより合法となった私的複製に対する補償であるので、違法複製は補償金の対象にならないとすべきである。

前述ACI Adam判決(No.C-435/12)は、違法な原本からの複製まで私的複製の対象とするオランダ著作権法が欧州情報社会指令(Directive 2001/29/EC)5条(2)bに違反すると判断した。「公正な補償(fair compensation)」であるべき私的複製補償金が違法ダウンロードの分まで含んでいたからである。私的複製補償金制度は著作権者に「公正な補償」をするための制度であり、違法複製を賠償するためのものではないとした本判決は、インターネット上の著作権侵害に起因する潜在的な損失を補填するために私的複製補償金制度を活用しようとする権利者団体(少なくとも欧州連合の権利者団体)の動きにブレーキをかけた。

違法な複製からも補償金をもらえれば、著作権者は満足するかもしれない。しかし、インターネット上の著作権侵害による被害を私的複製補償金制度で取り戻そうとする動きには、論理的な矛盾を覚える。違法複製に補償金を支払うと、著作権者は当該複製から対価を得ることになる。違法複製にも補償金を支

---

16) 前掲注3) WIPO報告書 p.46

払うことで、合法コンテンツと違法コンテンツの区別があいまいになり、私的複製補償金制度は著作権使用料徴収スキームとして働くことになる。違法複製されたコンテンツが私的複製補償金制度を介して権利者の収入源になると、もはやそれはコンテンツビジネスである。ビジネス的には興味深いモデルであるが、それには明確な法的根拠が必要である。

違法な情報源からのダウンロードを私的複製の対象外として違法であるとするなら、それは止められるべきであり、補償されるべきではない。違法な私的複製も合法的な私的複製もすべて私的複製補償金制度で対応することはできない。

なお、日本では、文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会が、「私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元の現状及び補償すべき範囲について」の検討において、「補償が必要となるのは、権利制限規定によって権利者に不利益が生じている場合である」としながらも、「もっとも、私的複製により不利益が生じていることをもって、全ての私的複製について補償が必要であると直ちに断じることは拙速であり、私的複製の趣旨や性質を考慮しながら、最終的にどのような補償制度を導入するかという議論とは別に、どのような私的複製について補償の必要があるのかを検討することが重要であると考えられる」としている<sup>17)</sup>。

### (3) コンピューターやスマートフォンなど汎用機器も補償金の対象にすべきか

フランスでは、1985年の私的複製補償金制度の導入当時は、録音録画媒体のみ補償金の対象であったが、その後、技術に発展を受け、デジタル記録媒体等を追加している。2016年7月7日に発効した新法律により、クラウドストレージを提供するネットワークパーソナルビデオレコーダー(NPVR)が補償金の対象に含まれるようになった<sup>18)</sup>。

---

17) 「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について(クリエイターへの適切な対価還元関係)(案)」文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会(第7回)配布資料1(平成31年2月1日)10-11頁

18) 前掲注3) WIPO報告書 p.7

ドイツでは、私的複製補償金管理団体ZPUと電子機器業界団体BITKOMが新たな合意に至り、2016年より携帯電話とタブレットの補償金額が変更された。補償金額は遡及的に設定されたため、2008年以降に販売された携帯電話やタブレットに関して新しい補償金額が適用され、ZPUの徴収額に大きな影響があったという<sup>19)</sup>。

オーストリアでは、2015年10月1日にPC・タブレット・スマートフォンなどデジタル機器を補償金制度の対象として追加する改正法が施行された<sup>20)</sup>。

このように、諸外国では、デジタルネットワーク時代に合わせて補償金の徴収対象を拡大しているが、コンピューターやスマートフォンなど適法複製と違法複製の両方に使われうる汎用機器が補償金の対象になるかについては争いがある。多機能デジタル機器の場合、相当部分は私的複製行為には使われないため、それを私的複製補償金の対象とすることには反対も多い。そもそも私的複製補償金制度の仕組み上、対象機器や媒体が本当に私的複製に使われたかを把握することはできず、場合によっては著作権料と補償金の二重払いが生じる可能性があるからである。

スマートフォンが私的複製補償金の対象になるかに関して、スウェーデンでは2012年から補償金徴収団体CopyswedeとiPhone輸入業者の間で紛争があった。4年あまりの訴訟の末、2016年6月、スウェーデン最高裁判所は、iPhoneなど私的複製にも使用できる携帯電話はスウェーデン著作権法上、私的複製補償金の支払対象であると判断した<sup>21)</sup>。裁判所は、複製機器が私的複製に強く適した性質を有し、些細でない程度に私的複製目的で使用されると期待されるときに私的複製補償金の支払対象になり、複製機器が私的複製に強く適した性質を有しているかを判断するにあたっては、ストレージ容量、ユーザの便宜性、価格およびその他の類似な特徴を考慮すべきであるとした。また、iPhoneが既

---

19) 同上

20) 同上

21) 'Supreme Court victory for Copyswede and the creative society' (17 June 2016)  
<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=b5152c13-8281-4e70-9ce8-ac1a3af9e72c>

に私的複製目的で相当な程度で使用されていることが、市場調査結果からも立証されていることを根拠としている。

2016年12月には、スヴェア特許及び市場控訴裁判所が、コンピューターやタブレットを含む私的複製に使用できる製品は私的複製補償金の対象になるとの判決を下した。そして、欧州情報社会指令に基づき、著作権者は私的複製に対して補償を受けなければならないとした<sup>22)</sup>。

#### (4) デジタルネットワーク時代における私的複製規定の捉え方

私的複製規定の性格をどう捉えるかによって、私的複製補償金制度の考え方も変わってくる。(A) 本来著作権者の複製権侵害になるものを例外的に合法にしているという考え方のもとで、(a1) 私的複製は法律により許容される合法的な行為であり、無償でできるということで補償金制度を設けない形と、(a2) 合法であるとしても、複製物が作成されることに対して著作権者は一定の対価を受けなければならないということで補償金制度を設ける形に分かれるだろう<sup>23)</sup>。欧州では多くの国が補償金制度を導入しており、技術の発達に応じて補償金の徴収対象も積極的に拡大している。

一方、(B) 私的複製規定は別途設けず、当該私的な複製行為が著作物の公正な利用に当たるか否かを、ときに表現の自由など別の権利と衡量しながら判断し、フェアユースであると判断された場合、利用者は無償で利用するのが原則であるという考え方もあり<sup>24)</sup>、米国は補償金制度の拡大に積極的ではない。

---

22) 'Copyswede ANNUAL REPORT 2018' (23 April 2019) p.11 <https://www.copyswede.se/ar2018-eng-wwww/>

23) (a1),(a2) どちらの考え方をとるかによって、私的複製補償金制度の導入に対する立場が変わってくるだろう。私的複製に対する考え方については、上野達弘「私的録音補償金制度をめぐる課題と展望」ジュリスト1463号(2014)32-33頁も参照

24) 補償金制度を拡張する国としない国の相違について以下を参照。「平成25年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業(諸外国におけるコンテンツ製作者への対価還元に関する制度の調査事業)報告書」(一般財団法人デジタルコンテンツ協会、平成26年3月)73-76頁

また、利害関係によっても私的複製の捉え方が異なる。著作権者は私的複製規定の要件を満たす私的複製は合法であると認めながらも、近時のインターネット上の侵害状況は著作権者の権利に否定的な影響を与えるという理由で、それらを私的複製から除外すべきであるというだろう。

一方、私的複製を行う著作物の利用者や当該私的複製を容易にしてくれる機器やサービスを提供する者は、利用者が個人的に行う複製はすべて合法であり、私的複製が合法であれば、それを容易にしてくれる技術も私的複製と同様に合法であるというだろう。

当初の規定ができてから随分と社会が変化した。デジタル環境において、著作物の利用環境が変化し、私的複製を可能にする技術が増えている。日常的に大量の私的複製が知らぬ間に行われるようになり、著作権侵害と私的複製の境界もあいまいになっている。クラウドサービスなど、私的複製の定義に疑問を持たせるようなサービスも増えており、私的複製をどう捉えていくかについて、再考が必要な時期になった。また、プラットフォームに依存するサービスやデバイスが増えることにつれ、著作物の私的な利用形態を追跡することが可能になりつつあり、複製の実態に応じて補償金を配分する仕組みではない現在の私的複製補償金制度のあり方も再考する必要がある。

さらには、ストリーミングサービスの台頭により、私的複製そのものが減っていく状況において、私的複製と私的複製補償金制度を今後どのように考えるべきかが議論されるべきであろう。

#### 4. ストリーミング時代における私的複製

##### (1) ストリーミングの台頭による私的複製の減少

国際レコード産業協会IFPI(The International Federation of the Phonographic Industry)の最新報告書<sup>25)</sup>によると、2019年の世界のレコード産業の売上は、

---

25) IFPI 'Global Music Report: The Industry in 2019'(4 May 2020) <https://www.ifpi>.

前年比8.2%増の202億ドルであった。2004年に売上額200億ドルを突破した以来の史上最高額である。成長の原動力は「ストリーミング」である。インターネットを通じてリアルタイムで送信される音楽を楽しむストリーミングサービスの売上は前年比22.9%増の114億ドルで、全世界の音楽売上総額の56.1%を占めた。音楽ストリーミングが音楽の売上シェアの50%を越えたのは、本調査が始まって以来初めてであるという。

音楽ストリーミングサービスでは、Spotify、Apple Music、Amazon Music など、サブスクリプション型サービス利用者の増加が続いている。サブスクリプション型音楽ストリーミングサービスの有料会員数は全世界で3億4100万人(2019年末基準)と、前年から33.5%増加した。このようなストリーミング利用の拡大が、レコード販売(5.3%減)やダウンロード販売(15.3%減)の落ち込みを相殺したとIFPIは分析している<sup>26)</sup>。

一方、日本ではCDパッケージの売上割合が依然と高く、世界的な傾向とは異なる。例えば、2017年の音楽売上構成比を見ると、日本は、パッケージ売上72.3%、ダウンロード売上9.9%、ストリーミング売上9.7%であったが、韓国は、パッケージ売上36.7%、ダウンロード売上1.5%、ストリーミング売上56.9%であり<sup>27)</sup>、他国に比べると日本ではまだストリーミングは定着していない。ただし、主要音楽ストリーミング配信サイトにおける再生実績集計に基づく「2019年の音楽ストリーミング配信の市場動向」によると、2019年の音楽ストリーミング配信の再生回数は前年の1.6倍以上に拡大しており、日本でもストリーミング利用が拡大されつつある<sup>28)</sup>。

2020年以降もストリーミング市場は拡大すると思われる。新型コロナウイルス感染症による影響で、自宅で音楽や映画を楽しむ人が増えた。そのおかげで、音楽だけでなく映像分野のサブスクリプション型サービスの利用者も増加している<sup>29)</sup>。

---

org/news/IFPI-issues-annual-Global-Music-Report

26) 前掲注25) レポート12頁

27) 日本レコード協会機関誌「THE RECORD」Vol.703(2018年6月)7頁

28) 日本レコード協会機関誌「THE RECORD」Vol.726(2020年5月)2頁



もちろん、デジタルコンテンツとしての利用になじむ音楽や映像以外の分野においては、ストリーミングの利用が急速には進まないかもしれない。しかし、もっとも多く利用される著作物の形が音楽と映像であることを考えると(そのため日本の私的複製補償金制度も、「録音」と「録画」を対象としている)、音楽分野におけるストリーミングの売上割合が5割を超え、映像分野におけるストリーミング利用者が急増しているという事実から、今後必然的に私的複製行為が減ると予想することは簡単である。

## (2) 私的複製補償金制度の今後

このような状況で、私的複製よりはストリーミングのためにより長い時間利用されるだろうパソコンやスマートフォンを私的複製補償金の対象にしようという議論は適切ではないと思われる。新たに登場する機器や媒体を私的複製補償金の対象にするか否かに関しては諸外国で争われてきた。このような紛争が生じる理由は、著作物の利用者や補償金を徴収する事業者らが、制度の趣旨や運用実態に納得しきれていないからであろう。私的複製補償金制度に対しては、私的複製を行わない人や私的複製に利用されない機器にまで補償金が課される可能性があることや、徴収された補償金が利用実態に応じて著作権者に配分されるわけではないことが、かねてから限界として指摘されてきた。

同様に、違法な複製を私的複製補償金の対象にしようという動きも妥当ではないと思われる。インターネット上の大量の複製行為により著作権者が被害を被っていることは事実である。しかし、被害があるからといって私的複製補償金制度で対処することはできない。私的複製補償金は、著作権者が複製権を行使できる違法な複製に対する賠償ではないという理由だけでなく、もし違法ダウンロードに対する被害を私的複製補償金で補填するとしても、権利者ごとに被害額を特定して配分することはできないという現実的な理由もあるからである。

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員

---

29) 'Netflix gets 16 million new sign-ups thanks to lockdown' (BBC, 22 April 2020)  
<https://www.bbc.com/news/business-52376022>

会では、私的録音録画補償金制度の代替措置として、①契約と技術による対価還元と②クリエイター育成基金の創設を検討した<sup>30)</sup>。

クリエイター育成基金の創設(②)は、利用実態に応じた権利者への正確な分配が困難であることを受け止めて、個々の権利者への対価還元をあきらめ、国の文化土壌を整備するというものである。国の文化政策としては大いに歓迎すべきものであるが、現在の補償金制度が抱える問題の根本的な解決にはならないと考える。

契約と技術による対価還元(①)は、出版物などまだ媒体販売の方が多い分野などには馴染まないが<sup>31)</sup>、ストーリーミングサービスが定着している音楽や映像分野での本格的な導入が考えられる。私的複製補償金制度が導入された当時に比べると、コンテンツ別課金やサブスクリプション型課金により著作物の利用実態の把握や使用料徴収が簡単になった。私的複製補償金制度を「正確な個別課金制度が実現するまでの間の過渡的な制度である」と捉える意見<sup>32)</sup>を踏まえると、少なくとも、アナログ時代のどんぶり勘定のような私的複製補償金制度は変わるべきである。

複製の時代にできた私的複製補償金制度は、ストーリーミングの時代にフィットしなくなっている。私的複製規定を有しているものの、私的複製補償金制度を導入していない中国や韓国で、伝統的な私的複製補償金制度の導入ではなく、クラウド時代における新たなビジネスモデルを踏まえた対価還元の仕組みが必要であるという声が出ている<sup>33)</sup>ことも偶然ではない。

創作者に正当な対価が還元されるように、技術を駆使して契約基盤の対価還元が行われ始めている。著作物の発信と利用の新たな形に応じて、著作権者には選択枝を与え、利用者に利便性も確保できるスキームが求められる。そしてそれは、「補償金」という名のものではないだろう。

---

30) 前掲注17) 資料11頁

31) 前掲注17) 資料40-41頁

32) 中山信弘『著作権法(第2版)』(有斐閣、2014年) 304頁

33) 'Korea-China-Japan Workshop on Copyright 2019'(韓国著作権委員会・文化体育観光部共催、2019年12月5日)でのパネル討論